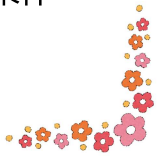


育児休業中の保育施設の利用について

復職時の保育の場の確保と入園児の環境の変化に配慮することを目的とし、一定の条件を満たす場合には、育児休業中も保育の利用を継続できる制度があります。
利用を希望される場合には、本案内をご一読の上、必要な手続きを行ってください。



利用条件について

以下の4つの条件を全てを満たす必要があります。

- ① 保育料を納期限内に支払い、今後も保育料を納期限内に完納する
※育児休業中の利用継続を決定する際に保育料の滞納有無について確認します。滞納がある場合、利用継続はできません。
- ② 同じ職場に復職(保育要件を満たした実労働を伴う復職)する
※育児休業中に退職・転職が決まり同じ職場に復職しない場合は、その時点で退園となります。
- ③ 事業主と雇用契約があるかた
- ④ 保育施設に入園してから就労実績があるかた
※出産を理由に入園する場合であって、入園月の前月1日時点で、どこかの保育施設に預けて月64時間以上の就労していた場合を含みます。保育施設の範囲は、市内外を問わず、認可外保育保育施設や幼稚園なども対象です。

手続きについて

利用条件を満たす場合は、以下の書類を「育児休業の届け出フォーム」より提出してください。
書類のダウンロードやフォームへのアクセスは以下の二次元コードより可能です。

- ◆ 法に基づく育児休業を取得するかた
就労中の事業所から「保育の利用継続申込書」に証明を受け、出産後40日以内に提出する
- ◆ 法に基づかない産前及び産後並びに育児を理由とする休業を取得するかた
就労中の事業所から「保育の利用継続申込書兼復職に関する証明書」の証明を受け、復職の予定を記入の上で、休業前に提出する。



書類ダウンロード 申請フォーム

利用にかかる注意事項について

- ◆ 利用できるのは、出産した子どもが満2歳になる誕生月の月末までの2年間です。また、父母同時に育児休業を取得される場合は、出産した子どもが満1歳になる誕生月の月末までの1年間が利用できる期間(1年以内に父母どちらかが復職する場合は、最長2年間の利用継続が可能)です。
- ◆ 期間内に復職できない場合や条件を満たさなくなった場合には、その時点で退園となります(育児休業中に退職・転職することが決まり、復職しない場合や保育料の納付が滞った場合など)。
- ◆ 保育必要量は、短時間(9～17時)で認定されますが、保育施設によっては、育児休業中の利用時間を9～16時などに設定しています。各施設のルールに従い、保育施設をご利用ください。

【問い合わせ先】

箕面市教育委員会事務局 子ども未来創造局
保育幼稚園利用室(子ども総合窓口)
〒562-0003 箕面市西小路 4-6-1
電話 :072-724-6791/FAX :072-721-9907



窓口の受付時間・土曜
開庁日が変わりました